

令和2年3月5日

各部局等の長 殿

理事・事務局長 関 靖 直

新型コロナウイルス感染症に罹患した職員及び濃厚接触者等となった職員の就業上の措置について（通知）

新型コロナウイルス感染症への本学の対応については、「新型コロナウイルス感染症への北海道大学における当面の対応について（令和2年2月7日総長職務代理通知）」が発出されているところ、令和2年1月28日付けで新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）が公布され、本年2月1日から施行されたことに伴い、当該感染症に罹患した職員及び濃厚接触者等となった職員の就業上の取扱い並びに報告等については、下記のとおりとしますので、貴部局等に所属する職員に周知願います。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、本通知についても必要に応じて見直しを行う場合がありますことを申し添えます。

おって、令和2年3月4日をもって、「職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について（令和2年2月17日理事・事務局長通知）」は廃止します。

## 記

### 1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した職員の就業上の措置

#### (1) 就業禁止

新型コロナウイルス感染症と診断された職員（無症状の場合を含む）は、就業規則に基づき「就業禁止」とする。

#### (2) 就業禁止の期間

診断された日から医療機関により治癒したと診断される日又は保健所により指示された療養期間を満了する日のいずれか遅い日までとする。

#### (3) 罹患した場合の報告

職員は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、別記様式1を作成し、パスワード設定のうえ、電子メールの方法により所属部局の人事担当者に報告すること。ただし、別記様式1を作成することが困難な場合は、電話又は電子メールの方法により、別記様式1に掲げる事項について、所属部局の人事担当者に報告すること。

また、報告を受けた人事担当者は、総務企画部人事課厚生労務室（労務管理担当）に対して別記様式1をパスワード設定のうえ、電子メールの方法により報告すること。

なお、別記様式1の記載事項は、機微な個人情報であることから、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程(平成17年海大達第65号)に則り、適正に管理すること。

## 2. 濃厚接触者等となった職員の就業上の措置

本学の職員が、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者等となった場合における就業上の取扱いについて、以下のとおりとする。

### (1) 対象者

次のいずれかに該当する者

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づき行政が実施する積極的疫学調査の結果、濃厚接触者<sup>※1</sup>とされた者
- ② 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）により、陽性者と接触したことが確認された者のうち、発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状があり、同アプリに表示される「受診・相談センター」へ相談した結果、同センターが指定する医療機関への受診又は行政機関が設置するPCR検査センターでの検査を指示された者
- ③ 本学の職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合において、部局等の長が職場内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の者（上記①及び②の者を除く。）

※別添1「濃厚接触者の定義について」を参考に判断すること。

- ④ 上記①～③に準ずる者として部局等の長が職場内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の者

※ 濃厚接触者等となった場合の取扱いについては、別添2「濃厚接触者の待機期間等フローチャート」を参照すること。

### (2) 在宅勤務

上記2.(1)に掲げる者は、在宅勤務とする。

ただし、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の取得を妨げるものではない。

### (3) 在宅勤務の期間

- ① 上記2.(1)①に掲げる者

新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日の翌日から5日間とする。

また、同一世帯内で感染者が発生し、濃厚接触者となった場合は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間とする。

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（自費検査、体外診断用医薬品を用いたもの）で陰性を確認した場合は、3日目から在宅勤務措置の終了を可能とする。（以下、②及び③の場合も同様とする。）

なお、保健所からの指示内容等を踏まえ、必要に応じて延長又は短縮することがある。

- ② 上記2.(1)②に掲げる者

医療機関への受診又は行政機関が設置するPCR検査センターでの検査を指示

された日から、医療機関又はPCR検査センターでの検査により新型コロナウイルス感染症に罹患していないことが明らかとなった日又は症状が喪失した日のいずれか遅い日までとする。

③ 上記2.(1)③に掲げる者

新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日の翌日から5日間とする。

ただし、当該者の健康状況等を踏まえ、必要に応じて延長又は短縮することがある。

④ 上記2.(1)④に掲げる者

部局等の長が職場内における感染拡大防止のため、必要と認める期間

(4) 濃厚接触者等となった場合の報告

① 上記2.(1)①及び②に掲げる者

職員は、電話又は電子メールの方法により、濃厚接触者等となった旨を所属部局の人事担当者に報告すること。

また、報告を受けた人事担当者は、所定事項について濃厚接触者等となった者に確認の上、別記様式2を作成すること。

なお、別記様式2の記載事項は、機微な個人情報であることから、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程(平成17年海大達第65号)に則り、適正に管理すること。

② 上記2.(1)③及び④に掲げる者

人事担当者は、部局等の長が濃厚接触者等と判断した者について、別記様式2を作成すること。

なお、別記様式2の記載事項は、機微な個人情報であることから、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程(平成17年海大達第65号)に則り、適正に管理すること。

(5) 在宅勤務期間中の健康観察

在宅勤務期間中は、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状が現れた場合には、医療機関又は行政の相談窓口<sup>※2</sup>に相談すること。相談の結果、PCR検査を受け、検査結果が「陽性」となった場合は、上記1.(3)により報告すること。

なお、在宅勤務措置終了後であっても、新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日の翌日から7日間は健康状態の確認を行うこと。

※1 「濃厚接触者」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者
- ② 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 患者（確定例）の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※<sup>2</sup>「相談窓口」は、北海道、札幌市又は居住地の自治体のホームページを参照のこと。

[参考；北海道のホームページ]

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/koronasoudantoiawase.html>

【相談窓口】	電話番号	開設時間
◆札幌市保健所 (新型コロナウイルス一般相談窓口)	0570-085-789	9時00分～21時00分 (土日祝も含む)
◆旭川市保健所	0166-25-1201	24時間
◆函館市受診・相談センター	0120-568-019 (フリーダイヤル)	24時間
◆小樽市発熱者相談センター	0570-080185	24時間
* 上記以外にお住まいの方		
◆北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター	0120-501-507 (フリーダイヤル)	24時間

札幌市「救急安心センターさっぽろ」(体調不良時の電話連絡先)

「#7119」(毎日24時間開設)

総務企画部人事課厚生労務室  
労務管理担当  
内線 2398、2399、3216  
E-mail [syokuin@general.hokudai.ac.jp](mailto:syokuin@general.hokudai.ac.jp)

## 参 考

一部改正 令和 2年 5月19日  
一部改正 令和 2年 6月30日  
一部改正 令和 2年11月12日  
一部改正 令和 2年11月20日  
一部改正 令和 4年 1月24日  
一部改正 令和 4年 2月 3日  
一部改正 令和 4年 7月11日  
一部改正 令和 4年 7月27日  
一部改正 令和 4年 8月 2日  
一部改正 令和 4年 9月 9日

## 罹患者報告書（事務局提出用）

No.	報告日	所属	性別	氏名	年齢	症状等の現れた日	陽性（検査結果等） 判明日	療養予定期間		最終入構日	保健所 からの連絡
								～			
1								～			
2								～			
3								～			
4								～			
5								～			

## 【作成上の留意事項】

1. 症状等の現れた日：発熱等の症状が出た日、無症状者は検査による陽性判明日を入力すること。
2. 保健所からの連絡：連絡があった場合は「有」、Web入力により自動で判明した場合等、連絡がない場合には「無」を入力すること。
3. 療養予定期間：医療機関又は保健所から指示のあった療養期間、指示がない場合は発症日翌日を1日目として7日後の期日を入力すること。

## 濃厚接触者等記録書（部局管理用）

## 1. 職員が濃厚接触等した罹患者の情報

①区分（学内者・学外者・COCOA）		※学内者の場合は、②以下を記載（学外者の場合も必要に応じて確認）
②所属等		
③氏名		

## 2. 濃厚接触者等となった職員の情報

No.	所属	氏名	罹患者との 最終接触日	在宅勤務 開始日	在宅勤務 終了日
1					
2					
3					
4					
5					

注1) 濃厚接触者等記録書については、事務局（総務企画部）への提出を要しないが、クラスター認定等に関連し、事務局（総務企画部）から情報提供を求める場合があるため、各部局等で適正に管理すること。

注2) 罹患者が学内者の場合、濃厚接触者等の特定は、当該罹患者からの情報に基づき罹患者発生部局において行い、濃厚接触者等が他部局職員の場合は、関係部局の人事担当者に速やかに連絡すること（保健所による疫学調査が行われる場合を除く）。

注3) 必要に応じて記録項目（PCR検査受検日、検査結果、症状の有無等）を増やして差し支えない。

## 濃厚接触者の定義について

【本学を含む事業所において、濃厚接触者としてリストアップされる状況】

(前提)

- ① 陽性者と手の触れることのできる距離（約1m以内）
- ② 必要な感染予防策なし（お互いにマスクなし、又は陽性者がマスク着用なし、マスクを正しく着用できていない状態）



①かつ②の状況で、15分以上の「接触があった状態の者」※。

※ 「接触があった状態の者」とは、会話、飲食、喫煙、換気の悪い室内で空間を共有、休憩室で寝具を共有、車に同乗、のうち1つでも該当する者をいう。

（出典：札幌市保健所「接触者のリストアップと対応方法」より抜粋）

(参考) 濃厚接触者とは

感染可能期間（陽性者が発熱や呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間）に陽性者と接触した者のうち、次に該当する者

- ・ 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等から感染の可能性を総合的に判断する）

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より抜粋）

濃厚接触者の待機期間等フローチャート（※北大病院除く）

